



弁護士

新澤 純  
(にいざわじゅん)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## カリフォルニア州プライバシー権利法(CPRA)の概要

弁護士 新澤 純

### 1 はじめに

私は、弊所の海外留学支援制度に基づき、令和3年(2021年)7月1日より、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のLL.M.プログラムに留学させて頂いております。

本稿では、現在私が履修しているInformation Privacy and Data Protection(Selbst Andrew教授)の授業を踏まえつつ、カリフォルニア州プライバシー権利法(CPRA)の概要について、ご説明させていただきます。

### 2 カリフォルニア州プライバシー権利法(CPRA)

カリフォルニア州プライバシー権利法(California Privacy Rights Act(以下、「CPRA」といいます。))が、2020年11月3日、カリフォルニア州の住民投票において可決されました。同法は、2020年1月1日に施行されたばかりのカリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Act(以下、「CCPA」といいます。))をさらに強化する形で改正されたもので、2023年1月1日から施行される予定です。



### 3 個人情報の定義

CPRAにおける「個人情報」とは、直接的または間接的に、特定の消費者または世帯を識別し、関連付け、説明し、合理的に関連付けることができる情報と意味するものとされています(第1798.140条(v)(1))。

### 4 CPRAの適用対象となる事業者

CPRAの適用対象となる事業者は、以下の(1)~(4)のいずれかに該当するものをいうとされています(第1798.140条(d))。

(1)個人事業主、パートナーシップ、有限責任会社、会社、協会、またはその他の法人で、株主またはその他の所有者の利益または金銭的利益のために組織または運営されており、消費者の個人情報を収集し、または消費者の個人情報が収集される代理として、単独で、または他者と共同で、消費者の個人情報の処理の目的および手段を決定し、カリフォルニア州で事業を行い、以下の基準値の1つ以上を満たしているもの。

- (a) 暦年の1月1日時点で、前暦年の年間総収入が2500万ドルを超えていること。
- (b) 単独でまたは複数を組み合わせて、毎年10万人以上の消費者または世帯の個人情報を購入、販売、または共有していること。
- (c) 消費者の個人情報の販売または共有から年間収入の50%以上を得ていること。

(2) (1)で定義された事業者を支配し、または事業者が消費者の個人情報を共有している事業者。

(3) 各事業者が少なくとも40%の持分を有する事業者で構成されるジョイントベンチャーまたはパートナーシップ。

(4) カリフォルニア州で事業を行う者で、(1)、(2)、(3)のいずれにも該当せず、カリフォルニア州プライバシー保護局に対し、CPRAを遵守し、同法に拘束されることに

同意する旨の証明書を自発的に提出した者。

問題は、CPRAの適用対象となる事業者が「カリフォルニア州で事業を行い」とされているため、カリフォルニア州に拠点を置いていない日本企業に当該規制が及ぶのか否かという点ですが、CCPA及びCPRAは適用対象外となる事例を限定的に解釈しており、事業者がカリフォルニア州に拠点を置いていなくとも、インターネットを通じて、カリフォルニア州に所在する消費者の個人情報を販売または共有している場合には、CPRAの適用対象となる可能性があると考えられます。

### 5 CPRAによって消費者に付与される権利

#### 1 CCPAにおいて規定されていた権利

知る権利(アクセス権)、削除請求権、個人情報の売却に対するオプトアウト権、権利行使を理由として差別されない権利は、CCPAのものが踏襲されています。

知る権利に関して、事業者は、消費者に対し、利用目的の通知義務を負います。また、事業者は、消費者からの開示請求に対して、対応する義務を負います。さらに、事業者は、プライバシーポリシーの開示義務を負います。

削除請求権とは、消費者が、事業者に対し、事業者が取得した自身に関する個人情報を削除するように請求する権利のことをいいます。

個人情報の売却に対するオプトアウト権とは、消費者が、消費者の個人情報を第三者に売却する事業者に対して、当該消費者の個人情報を売却しないように指示する権利のことをいいます。

#### 2 CPRAにおいて新設された権利

個人情報の共有に対するオプトアウト権、訂正請求権、センシティブな個人情報の利用・開示を制限する権利が、CPRAにおいて新設されました。

「共有」とは、対価の有無を問わず、事業者が、クロスコンテキスト行動広告(ウェブサイト、アプリ等における消費者の活動から得られた個人情報に基づいて、消費者に対する広告のターゲティングを行うこと)のために、第三者に対し、消費者の個人情報を、口頭、書面または電子その他の手段により、共有、貸与、公開、開示、流布、利用可能な状態に置き、移転させ、またはその他の方法により伝達することをいうと定義され、「売却」の場合と同様に、消費者はオプトアウト権を有することになります。

訂正請求権とは、消費者が、消費者についての不正確な個人情報を保持する事業者に対して、当該不正確な個人情報を訂正するように請求する権利のことをいいます。

センシティブな個人情報の利用・開示を制限する権利とは、消費者が、事業者に対し、消費者のセンシティブな個人情報を利用しない、または開示しないように指示をする権利のことをいいます。事業者は、そのような指示を受けた後、消費者のセンシティブな個人情報を利用または開示することが禁止されます。

### 6 最後に

アメリカでは、カリフォルニア州やニューヨーク州において、州法レベルでの個人情報保護法制が整備されており、インターネットを通じた情報の往来が活発な現代においては、これらへの対応を検討することが必要となると考えられます。

弊所では、欧州GDPR(EU一般データ保護規則)やCPRAなどを踏まえた、各種プライバシーポリシーの策定、データ保護責任者(DPO)・EU代表者の要否の検討などを行っておりますので、いつでもお気軽にご連絡頂ければと存じます。